



茅野市中央公民館 ☎72-3266
茅野市宮川 4 5 5 2-2

Chino Cultural Community 茅野市公民館報

No.689 発行:長野県茅野市中央公民館 編集:広報専門委員会 印刷:(株)中央企画 発行日:2025年(令和7年)1月1日



ゆきどけ.....	1
芸術祭報告・分館報展.....	2~3
広報専門委員会特集.....	4~6
公民館講座受講生募集・講座企画募集.....	7
分館あらかると・ふるさと発見.....	8

「地域の人を元気に！」第50回茅野市芸術祭にて（詳細は2~3ページ）



皆さんは「デジタルタトゥー」という言葉を聞いたことがあるだろうか。未来の自分にとって不利益な情報がインターネット上に残り続けてしまうことを、完全に消すことが難しい身体に入れる入れ墨（タトゥー）に例えた造語である。

個人情報や誹謗中傷、犯罪歴、不適切な行為などが該当し、これらの情報がインターネット上に残り続け、就職や結婚などの妨げになるなど、マイナスの影響を受けることがある。しかも本人だけでなく、家族や周囲の人々までもが犯罪被害に遭ってしまうことだってあるのだ。

デジタルタトゥーへの対策としては、個人情報やプライバシーに関する情報を公開しない、過激な発言や不適切な画像・動画を公開しない、また、アカウントのセキュリティを強化することも必要である。

インターネットが普及して生活は便利になったが、同時に安全に使うための知識と注意力が必要になった。目の前に相手がいない分、より相手に対して思いやりのある行動が求められるということか。

さて、今月の紙面は広報専門委員会による特集記事を掲載している。著作権、肖像権、個人情報の取り扱いについて、分館報を発行するにあたり、気を付けてもらいたい内容である。広報専門委員会である我々自身も常に勉強していかなくてはならない事柄ではあるが、何も分館報を作っている人だけが関係する内容でもない。情報を発信する人は気を付けるべきことだ。デジタルタトゥーとは内容は異なるが、相手に対して配慮する、思いやる、リスペクトする。そんな姿勢が必要なのだろう。便利なモノも使い方を間違えれば凶器となる。生活を豊かにするために、道具は上手に使いこなしたいものである。

（小林 洋一）

第50回 茅野市芸術祭

「芸術と文化で
つなぐ 市民の和」

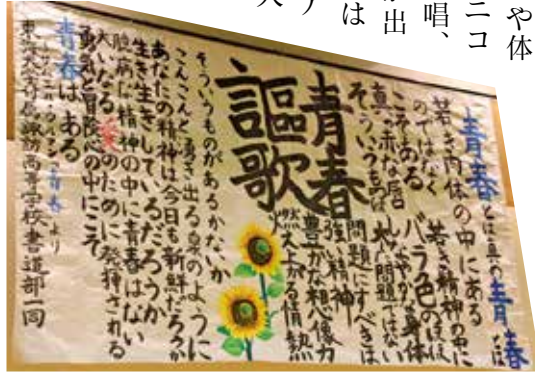
をテーマに、第50
回茅野市芸術祭を
開催しました。

市内で活動され
ている団体、個人
から約550点が
出品され、5日間
で約千人が来場しました。

今回は恒例のお茶席や体
験コーナーに加え、ミニコ
ンサートを開催し、合唱、
オカリナなど12団体が出
演しました。「コロナ前は
よく施設へボランティア
演奏に行っていたが、人
前で演奏するのは6年
ぶり」という団体もあ
り、今後の活動の励み
になったようです。

音楽祭に引き続いて
出演された宮川小学
校4年1部の皆さん
は、「地域の方が元氣になれるように」
と歌声を響かせていました。

ご協力いただいた団体の皆さん、ご来
場いただいた皆さん、ありがとうございました。



東海大諏訪高校書道部
から3mを超す大作を
出品いただきました▶



▲50回記念のくす玉でオープニング

今回は市内福祉施設からも出品いただきました▲



お茶席

ランプシェード作り体験

NPO 法人サポート C の皆さんに
より、和紙に花紙やセロファンを
貼り付け制作しました。灯りを灯
すと印象が変わるのもおもしろ
く、芸術の秋を楽しみました



フラワーアレンジメント体験

ローズマリーの皆さんの指導の
もと、かわいらしいアレンジに
挑戦しました



毎年楽しみにしている人も多い
お茶席は、初日のガールスカウ
トから始まり、よろづや会、雅
会の皆さんがそれぞれおいしい
お茶を淹れてくれました

尖石縄文考古館
周辺で採集した
どんぐり等を使っ
てのワークショップ。
それぞれ個性が
出ました



ハケ岳総合博物館から出張!



モバイル
プラネタリウム

メモスタンド
づくり体験



縄文絵本おはなし会

縄文どんぐりカフェの皆さんが
昨年度発行した絵本『2つの国
宝土偶と黒曜石』の読みきかせ
を行いました



おりがみ体験

おりづる茅野の皆さんにより、干支の
へびやハロウィンのかぼちゃを制作し
ました



第50回 菊花展

茅野市秋楽会会員や永明小、宮川
小学校の児童らが育てた菊約 180 鉢
を展示しました。夏の猛暑にも負け
ず咲き誇った菊の数々を、来場者は
じっくりと鑑賞していました。



ミニコンサート

12 団体により、合唱・オカリナ・
コカリナ・ピアノ・ギター・琴・
オペレッタの発表を楽しみました



分館報展

令和 6 年に市内各分館で発行された
分館報を展示します。



★茅野市中央公民館

期 間 令和 7 年 1 月 17 日 (金) 午後 1 時
～ 2 月 7 日 (金) 午後 3 時
時 間 午前 9 時～午後 9 時 30 分
(日曜日は午後 5 時 30 分まで
1 月 19 日 (日) は休館)
会 場 茅野市中央公民館 1 階ロビー

★茅野市役所

期 間 令和 7 年 2 月 14 日 (金) 午後 1 時
～ 2 月 20 日 (火) 午後 5 時 30 分
時 間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
(土日祝日は閉庁)
会 場 茅野市役所 1 階ロビー

主 催 茅野市中央公民館・広報専門委員会

問 茅野市中央公民館 ☎ 72-3266

広報専門委員会特集

紙面づくり、身近に起こりえる リスクについて

市民の皆さん、こんにちは。
今回、広報専門委員会では、誰にも身近におこる可能性がある、個人情報の取扱について勉強会を開催しました。その概要をご紹介します。
分館報やPTA会報誌など、紙面づくりの際にどういった点に気を付けるべきか、参
考にご活用ください。

分館報を例とした

区民の紹介記事について

必ず本人の同意を！

分館報を作成するにあたり、なぜ『個人情報』や『著作権』、『肖像権』を気にしないといけないのでしょうか。それは、自分たちを守り分館報を継続して発行し続けるためです。何気なく載せた記事が訴えられて、裁判、さらには損害賠償にでもなったら、その分館の分館報は続けられませんかよね。



法律的な用語もあり難しく思われるかもしれませんが、注意点を理解すれば、ちょっとした気遣いで防げる内容で

すので、覚えていただき、分館報が永続的に続けられるよう学んでいただければと思います。
さて、本題の区民の紹介記事の注意点です。分館報には区民の紹介は欠かせなく、新しく入区された方、赤ちゃん、新一年生等とても微笑ましい記事だと思います。またどこに誰が住んでいるかという防災上とても大事な情報にもなります。
この人物紹介は個人情報の掲載になるため、本人の了解が必要です。記事にされる方



を取材する際に、しっかりと分館報に載せる旨を説明しましょう。もし有名な方を紹介するなど、さらにリスクが大きいと思われる場合は、同意書を得ておけば間違いはありません。
中にはホームページに掲載される区もあるかと思えます。紙の配布であれば区民しか目にしません、インターネットでは世界中の方に見られます。住所、電話番号はもちろん、氏名なども掲載するか充分に検討しましょう。

イベント開催中の

撮影について

映りたくない人に配慮を

人が撮影されたり、撮影された写真や動画などを承諾なしに公表・利用されたりしない権利（肖像権）が存在します。そのため、撮影時には原則として、

① 撮影すること

② 広報誌に掲載すること

の2点について、相手に了承を得ることが必要です。

多数が参加するイベントの場合、全員から個々に承諾を得ることは不可能です。そこで「広報担当」などの腕章をつけ、撮影していることを示すことで、映りたくない人が気づく工夫や、個人が特定できないような撮影画角や画像処理を行うことが必要となります。

また、講演会や研修会など、個人の思想・思考がわかるようなイベントでは、これらの対応は特に注意しなければなりません。イベント開始時に

撮影することをアナウンスして映りたくない人を把握したり、映りたくない人向けの場所を用意したりして、撮影者はその場所を避けるなどの配慮が求められます。



▶ 個人が特定されにくい
撮影画角の例

新聞記事・書籍の転載

『著作権』の確認を

著作物には、著作権法上『著作権』が認められます。

著作物とは「思想や感情を表現したものであり、文学、音楽、美術、映画、写真、ソフトウェア等、様々な形態の



作品」が含まれます。

新聞記事の中には、単なる事実を伝えることを目的とした記事（交通事故発生の記事や死亡の記事など）があります。そのほかの記事は著作物と見なされます。転載する場合には著作権法の観点から、以下のようなポイントを確認する必要があります。

● **著作権の確認**：転載する作品、記事が著作権で保護されているか確認します。多くの場合新聞記事や書籍は著作権者（新聞社、出版社）によって保護されています。

● **許可を得る**：著作権者から転載の許可を得る必要があります。許可なく転載すると著作権侵害となる可能性があります。

があります。

● **出典の明記**：転載や引用を行う際には、出典元を明記することが重要です。著作者の名前や作品名、出版年などを記載します。

● **転載の範囲**：記事・作品全体を使用するのではなく、必要な部分のみを転載することが推奨されます。

● **利用目的**：教育・研究目的など特定の目的において転載が許可される場合がありますが、商業利用は注意が必要になります。

● **契約、ライセンスの確認**：一部の作品には、特定のライセンスが設定されていることがあります。その場合、ライセンスに従って転載する必要があります。

厳密に言えば、確認が必要な点はまだ書き足りません。以上のように第三者が作成したイラストや写真、文章を広報誌に載せる際には著作権者の許諾が必要になります。著作権侵害は不法行為に当

たり、侵害者は被害者に生じた損害を賠償しなければなりません。侵害を受けたコンテンツの知名度が高い場合は、巨額の損害賠償が発生する可能性があります。十分に注意しましょう。

書籍からの引用

必要な部分だけ、

出典の明示を

無断転載は違法ですが、著作物の全部または一部を『引用』することにより、著作者の許諾を得ることなく自分の創作に取り込むことが認められます（著作権法32条1項）。また『引用』は文章に深さや説得力を与えることができま

すので、後述のルールに則って上手に活用してみてください。

● **公表済み著作物であること**
引用は著作者の権利を守るため、既に発行、上演、展示や口述で公衆に掲示されたもの、ウェブ上にアップロードされたもの等、公表されたものから行います。

● 主従関係

量的、質的に自分の文章が「主」、引用部分が「従」です。引用部分は自分の主張を補うものです。

● 明瞭区分性

引用部分をカギ括弧で括る、枠線をつけるなど自分の文章と区別できるようにします。

● 正当な範囲内の引用であること

過度の引用は著作権侵害と見なされるかもしれません。詩歌の全文引用や論文内への絵画引用が不当と認められたケースもあります。そもそも引用の必要があるか、範囲は適切かなど十分な吟味をしましょう。

● 出典を明示すること

書籍名、著作者名、ページ、WEBページであればアドレスなどを明示します。

● 著作人格権を侵害しないこと

原則、引用部分をそのまま抜き出します。改編、要約、不適切な切り抜きは著作者の意図と異なる可能性があるた

め避けましょう。

インターネットから入手した イラスト・写真の転載

それ、本当にフリー？

インターネットに広く公開されているイラスト、写真についても原則として著作物にあたります。例えば、アニメのキャラクターを広報誌に記載するのは著作権侵害（複製権の侵害）になります。また、抽選会の商品を紹介するために写真を掲載する場合、メーカーのホームページの写真を転載するのは著作権侵害にあたります。この場合、自ら撮影した写真であれば問題ありません。

インターネット上には、『フリー素材』と呼ばれるイラストなどを公開しているサイトもあります。『フリー』の意味は『自由』『無料』ですが、勝手に何にでも使っても良いとはなりません。『フリー素材』は『条件の範囲内（無料や一度の購入で複数の用途に）で利用可能な素材』



です。商用利用の可否、加工の可否、クレジット表記・リンク表記の必要性、使用許可の必要性などが『利用規約』に明記されているので必ず確認しましょう。

なお、この特集記事で掲載しているイラストは、『いらすとや』というサイトからダウンロードしたものを使用しています。利用規約によれば無料で使える範囲として、公序良俗に反する目的でないことと等いくつかの項目が挙げられています。

別のサイトでは、オンラインミーティング時のバーチャル背景のみに使用できるとか、

イメージアップにつながるものに使用できるなど、原則として著作物にあたるものでも、一定の要件のもとで使用を認めている場合もあります。条件を逸脱しないよう注意して使用しましょう。

上映会

『頒布権』に注意

広報誌等の記載に関する内容とは異なりますが、『著作権』の範囲で考えておいた方がよいものに、分館等における上映会でのDVDなど映像メディアの取り扱いがあります。

一般的に、非営利目的で無料・無報酬で映画等の上映が行われる場合、『著作権』の侵害にはなりません。ところが、映像作品には『頒布権』という別な権利が存在することを知っておく必要があります。『頒布権』とは、『映画等の動画を複製物により頒布する権利』映画業界を守るためのもの「なのです。

そもそも市販・レンタルD

VDは、特別な断りがない限り家庭内での視聴を想定しているため、公に上映会で使用する場合は、営利目的でなくとも『頒布権』の侵害に当たります。

従って、厳密にいうと『上映用』と断りがあるDVDがあるものはそれを使用しない場合は著作権者に問い合わせ、使用料を払って許諾を得るのが望ましいとされています。

『頒布権』で係争した場合、相手によっては巨額な賠償を求められることもありま

おわりに

近年情報の漏えい等が報道されますが、大きな被害につながることに注意しなければなりません。

一口に個人情報といっても、住所、氏名から始まり、その数の多さに驚きです。写真一枚撮影するにも相手の同意が必要な時代になっています。

昭和生まれの委員としては大変難しく、窮屈な世の中になってしまったと感じます。

様々な問題を抱えながらも、人間は支え合って生きています。人という漢字は、二本の棒が支え合っているように。ルールを守りながら互いに支え合っているといいですね。



公民館講座受講生募集

(キャンセルする場合はできるだけ早めに茅野市中央公民館担当までお申し出ください)

※ 講座を受講するにあたり、手話通訳などを希望される方は申込時にお知らせください。

加齢に、
負けない！

「あなたは大丈夫？ フレイル予防講座」

受付開始

1月15日(水)
午前10時～
(電話で先着順)

加齢とともに心身の活力が低下し、健康障害を起こしやすくなった状態が「フレイル」です。フレイルから介護につながる危険信号を見逃さないための予防法を紹介します。

日 時 令和7年1月29日、2月5日(水曜日 全2回)
午後2時～3時10分

内 容 **第1回 フレイル予防 学習編** : フレイルとはどんな状態なのか。フレイル予防のチェック方法を講師と体験しながら学びます。
第2回 フレイル予防 実践編 : フレイル予防のための具体的な行動計画について。もし介護が必要になった場合の費用や備えについて。

会 場 茅野市中央公民館 2階 学習室

講 師 明治安田生命「MY 定期講座」講師

費 用 無料 **定 員** 20名

受講資格 市内在住・在学・在勤者

受付開始 令和7年1月15日(水) 午前10時～ (受付は電話で先着順)

お問い合わせ・申込先 茅野市中央公民館 ☎ 72-3266 (窓口受付は行いません)

中央公民館で 今後企画してほしい講座 について ご意見をお聞かせください

茅野市中央公民館では、生涯を通じ学び続けることのできる学習機会の充実と場の提供を目的とし、各種講座を開催しています。今後講座を企画していくうえで参考にさせていただきたいので、参加してみたい講座等についてご意見をお寄せください。

お寄せいただく内容 具体的な講座内容またはジャンル
(例：ピラティス、切り絵、健康に関する講座、親子で参加する講座等)

集中募集期間 令和7年1月20日(月)～1月31日(金)

【電話】 土日・祝日を除く午前9時～午後5時
(期間を過ぎても随時ご意見をお伺いします)

連絡方法 中央公民館まで電話、FAX または窓口でお伝えください
インターネット(LOGO フォーム)でも応募できます

問・連絡先 茅野市中央公民館
☎ 72-3266 FAX 71-1631



▲ インターネットでも
応募できます



▲どんど焼き



▲親睦会

茅野市内の他の地区同様、中大塩2区も高齢化が進んでいます。また入区者の減少等の問題も深刻になりつつあります。そんな中でも区民一同協力して『区民が安心して暮らせる地域づくり』を進めています。より住みやすい中大塩2区となっていけたら、と思います。

(2区分館長 横内 美和子)

中大塩2区は、中大塩地区全体の中でも最も人口の少ない507名、世帯数223戸で構成された区です。

人口は少ないながらも地区行事の参加率が高いことが中大塩2区の特徴だと思います。

コロナ規制緩和2年目の令和6年も中大塩地区の行事として年明けのどんど焼きから始まりスポーツウォーキング



★印が2区です

分館あ・ら・か・る・と 中大塩 2区分館

ラリーやプラネタリウム鑑賞会、こどもまつりやふるさと祭り等、様々な地区行事が催され、多くの区民の皆様にご参加いただきました。

また、2区独自の行事として9月に親睦会(焼肉会)を開催しました。各組組長をはじめ、多くの皆様の手助けのおかげで参加者100名近くの大盛況を開くことができました。当日は未就園児からご年配の方まで、様々な方にご参加いただき、ご近所の皆様で楽しいひと時を過ごしていただきました。

1月1日の能登半島地震に始まり、8月には初の南海トラフ地震臨時情報が発表があった令和6年は、中大塩地区でも防災に対する意識が高まりました。

『区民が安心して暮らせる地域づくり』を地域スローガンに掲げ、特に防災に力を入れて取り組んできました。

3月には地区社会福祉協議会との共催で「防災トークショー」を開催して災害時の避難所トイレの重要性の話を聞きました。また7月には諏訪広域消防本部の方をお招きし、地区自主防災会による災害時の救出救護に関する勉強会も行い、骨折固定法やけが人の搬送方法等の実技講習を体験しました。

ふるさと発見★69

星座絵に一番多く描かれた生き物!?

星座には全部で88の星座があります。神話に登場する神々の他、動物や道具など、さまざまなものが描かれています。2025年の干支である蛇は、星座中にもたくさん描かれています。

「へび座」は、空には全部で88の星座があります。神話に登場する神々の他、動物や道具など、さまざまなものが描かれています。2025年の干支である蛇は、星座中にもたくさん描かれています。

星座になつて3匹以外にも、現代の星座絵には他にもたくさん描かれています。

ヘルクレス座は、赤ん坊のとき、ゆりかごに忍び込んだ2匹の蛇を握りつぶしたという怪力の持ち主です。黄金の林檎(りんご)を守る竜を退治した雄姿が星座絵に描かれ、片方の手には蛇をつかんでいることがあります。



▲へびつかい座とヘルクレス座

夏の空に見えるへびつかい座につかまれて、頭部と尾部に分離されている珍しい星座です。

へびつかい座は、ギリシャ神話の名医アスクレピオスとされ、生命・医療の象徴である蛇をつかんでいるのです。

南天には、16世紀の終わりに航海士が考案した「みずへび座」があります。フランスの天文学者ラカイユは、みずへび座は雄のミズヘビであると説明しました。一方、雌のミズヘビは、春の空で見られる88星座で最も大きい「うみへび座」です。

うみへび座は神話にも登場する古くからある星座で、これと区別したのでしょうか。

ペルセウス座は、睨んだ者を石に変えてしまう魔女メドウサを見事退治した英雄で、その首を持った姿で描かれています。首だけになっても魔力が消えることのないメドウサの頭には無数の蛇が生えていました。

このように見てみると、星座絵に一番多く描かれている生き物は蛇かもしれません。

(八ヶ岳総合博物館 渡辺真由子)